



事務連絡
平成20年4月3日

関東甲信地方建設業協会
会長 殿

社団法人 全国建設業協会
技術顧問 富田 和久

平成20年度重点的安全対策について

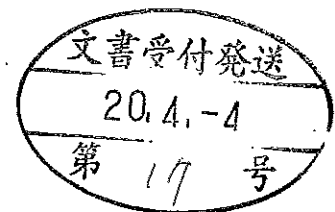
今般、関東地方整備局より、建設工事における事故の状況を踏まえ、工事安全対策のより一層の徹底を図るため、「平成20年度重点的安全対策」を定めた旨、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、今後とも工事安全対策の向上について、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、添付資料は、恐れ入りますが、関東地方整備局ホームページ下記アドレスにてダウンロード下さい。

<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/top.an/1128.pdf>

以上

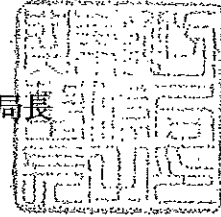




国関整技調第52号の2
平成20年 3月31日

社団法人 全国建設業協会
関東甲信地方建設業協会会長 様

国土交通省 関東地方整備局長



平成20年度重点的安全対策について

関東地方整備局では、平成13年度から工事の重点的安全対策を定め、工事事故の防止に努めているところです。

関東地方整備局における平成19年度（2月末日現在）の工事事故は、112件（うち死亡事故3件）発生しており、平成18年度同日（97件）と比べ大幅に増加しております。

発生形態としては、特に、公衆損害事故が工事事故全体の約半数を占めるなど多く発生しており、さらには、墜落及び建設機械の稼働に関連して作業員が死亡する事故なども発生しています。

このような状況を踏まえ、工事安全対策のより一層の徹底を図るため、別添のとおり「平成20年度重点的安全対策」を定めましたので、貴団体の会員各社に対し周知をお願い致します。

今後とも、工事安全対策の向上に努めるようよろしくお願い致します。

別添資料 (PDF 全15ページ)

頭の4ページ分の計 添付致します。
以下、ホームページより確認下さい。



国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

平成20年度 工事事故防止「重点的安全対策」

～工事安全対策の向上に向けた具体的な安全対策の策定～

記者発表資料

関東地方整備局では、平成13年度より工事の重点的安全対策を定め、工事事故の防止に努めているところです。

関東地方整備局における平成19年度の工事事故の発生状況をみると、2月末日現在112件（うち死亡事故3件）発生しており、平成18年度同時期97件と比べ大幅に増加しております。

工事事故の発生形態としては、架空線等損傷事故が22件（前年度15件）、墜落事故が11件（うち死亡事故1件）（前年度8件）発生するなど、前年度より増加しており、それらへの対策強化を始めとした安全対策のより一層の向上が求められます。

このような状況を踏まえ、工事安全対策のより一層の徹底を図るため、別添のとおり「平成20年度重点的安全対策」を定め、管内関係事務所に通知すると共に、関係業団体に会員各社への周知を依頼し、工事安全対策の向上に努めることとしました。

平成20年 3月 31日

国土交通省 関東地方整備局
企画部・港湾空港部

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ
神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ
埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部
技術調査課長 石井 武（内線3251）
課長補佐 横坂 利雄（内線3252）
電話 048-601-3151（代表）
048-600-1332（夜間直通）

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
港湾整備・補償課長 藤元 一男（内線5730）
課長補佐 石岡 勉（内線5771）
電話 045-211-7406（代表）
045-211-7419（夜間直通）

平成20年度 重点的安全対策 (平成20年3月策定)

工事事故を防止するため、特に以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

(平成20年度追加項目：)

I. 架空線等損傷事故の防止

工事関係作業に起因した架空線等損傷事故については、平成13年度より重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところであるが、平成19年度も引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策項目

- ①【目印表示等の設置、現地確認】
 - ・作業前には、架空線に注意が向くよう、のぼり旗・目印表示の設置等を行う。
 - ・オペレーター・重機誘導員等とともに現地を確認し、具体的な安全対策の実施方法を施工計画書に記載し、その実施状況を報告する。
- ②【適切な誘導】
 - ・架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業においては、誘導員を配置すると共に、事前に具体的な誘導方法・合図等を確認すること。
- ③【アーム・荷台は下げて移動】
 - ・バックホウ、積載型トラッククレーン(ユニック)、ダンプトラックなどを移動するときは、必ずアームや荷台を下げる。

II. 第三者の負傷及び第三者車両等に対する損害事故の防止

工事関係作業及び輸送作業等に起因して発生する「第三者の負傷及び第三者車両等に対する損害事故」は、一般の人の生命・財産に損害を与える非常に重大な事故であるにもかかわらず、平成19年度も引き続き多く発生している状況にある。

重点的安全対策項目

- ①【適切な交通誘導】
 - ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置する。
 - ・事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。
 - ・一般公道へはあらかじめ定められた場所・方法によって出入りする。
- ②【交通事故の防止】
 - ・事前に走行経路上の危険箇所等を調査・確認する。
 - ・運転手の健康状態等を的確に把握する。
- ③【一般車両、歩行者等の共用部分における良好な路面の確保】
 - ・工事施工中に工事現場内および仮設通路等を一般の通行に開放する際は、車両が安全に通行できる良好な路面の確保に留意する。
 - ・適切なパトロール等を行う。
- ④【除草作業時の飛び石等の飛散防止対策】
 - ・第三者及び第三者車両に影響が及ぶ範囲で除草作業を行う場合は、飛び石等の飛散防止対策を行うこと。

Ⅲ. 建設機械の稼働に関連した人身事故の防止

不安定な場所や姿勢での機械作業、狭隘な場所での作業における建設機械と作業員等との接触など「建設機械の稼働に関連した人身事故」が平成19年度において、死亡事故が1件発生するなど、引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策項目

- ①【建設機械の作業半径内立入禁止】
 - ・建設機械の作業半径内に立ち入らないことを徹底する。
 - ・やむを得ない作業の場合は、作業前にお互いの役割分担や合図等を十分確認する。
- ②【誘導員の配置】
 - ・路肩・法肩付近で建設機械作業を行うときは、必ず誘導員を適正に配置する。
 - ・誘導方法・合図等を確認すること。
- ③【適切な施工機械の選定及び使用】
 - ・建設機械作業にあたっては、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定する。
 - ・建設機械の能力を超えた使用、主たる用途以外の使用及び安全装置を解除しての使用の禁止を徹底する。

Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故の防止

工事関係作業による高所（足場・法面等）からの墜落に起因して、作業員等が被災する事故は、平成19年度において死亡事故が1件発生するなど、引き続き多く発生している状況にある。

重点的安全対策項目

- ①【作業員に対する作業方法及び順序の周知】
 - ・足場・法面等の墜落の恐れのある場所での作業を行う場合は、作業実施前に作業員に対し、作業の方法及び順序を周知する。
 - ・留意事項・禁止事項を徹底する。
- ②【親綱・安全帯点検の強化】
 - ・足場・法面等の墜落の恐れのある場所での作業における親綱設備などの安全対策を施工計画書に記載する。
 - ・チェックリストなどを活用し、親綱・安全帯などの適切な取扱いについて日常点検を行う。
 - ・工事完成時に点検結果及び安全活動の成果を提出する。

《発注者及び請負者の実施事項》

【発注者の実施事項】

① 請負者に対する重点的安全対策の周知

適宜、次の段階等において重点的安全対策事項についての内容説明・注意喚起を行うこと。

- 1) 既発注工事の請負者に説明（平成20年4月初旬）
- 2) 施工計画書受理時における説明
- 3) 工事現場における施工状況把握、安全パトロール等における説明
- 4) 工事安全協議会における説明

② 工事事務防止強化月間

工事契約数及び稼働現場数が多い11月を「工事事務防止強化月間」とする。
主な実施内容

- 1) 全請負者を対象とした安全協議会の開催
- 2) 管内現場のパトロール・点検
- 3) PR活動等

③ 工事事務の措置

「平成20年度重点的安全対策」の遵守が不十分であったために発生したことが明らかな工事事務に対しては、請負業者に対し、次のような更なる厳しい措置を行うこととする。

・口頭または文書厳重注意において、措置影響期間を1箇月に相当する請負業者に対しては6週間、2箇月に相当する請負業者に対しては3箇月とする。

④ 工事事務に対する下請負人への措置

工事事務を発生させた場合において、下請負人の労働者が独自の判断で行った作業、行動などにおいての事故で、下請負人に責があることが明らかである場合には、下請負人に対しても厳しい措置を行うこととする。

⑤ 工事事務防止に対する適切な費用の計上

除草作業における飛び石防護費用など、施工現場条件に応じて適正な費用を計上すること。

【請負者の実施事項】

① 重点的安全対策に対する施工計画・周知

施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記すること。また、ミーティング時等に請負者からオペレーター・作業員への直接指導等を徹底すること。

② 適切な人員の配置

施工にあたっては、現地条件等を十分把握した上で、工事内容に応じた適切な人員を配置すること。

③ 工事関係者に対する周知

資材搬入業者の運転手等に対しても、その都度、請負者から指導を行うこと。

④ 連続事故発生時の対応

同一会社で事故が連続して発生している請負者は、社内の安全管理体制を見直し、安全な施工が実施できる環境を整えること。

⑤ 作業員に対する安全教育

作業員のヒューマンエラーによる工事事務を防止するため、作業員に対する安全教育を強化徹底すること。